

白山市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和3年1月27日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 小川 義昭

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署
 - (1) 市民税課、資産税課、納税課、白山ろく産業土木課
 - (2) 総務課（含 選挙管理委員会事務局）、
財政課（含 行政経営室）、
長寿介護課（含 地域包括支援センター）、環境課
 - (3) 施設管理課、学校教育課、学校指導課（含 教育センター）、
生涯学習課（含 子ども相談室）
 - (4) 危機管理課、広報広聴課、保険年金課、
松任図書館総務課・図書サービス課
（含 美川・鶴来・かわち図書館）

- 2 監査実施日
 - (1) 令和2年 9月28日（月）
 - (2) 令和2年10月26日（月）
 - (3) 令和2年11月26日（木）
 - (4) 令和2年12月25日（金）

- 3 監査実施場所 白山市監査委員事務局

- 4 監査対象範囲
 - (1) 令和2年4月1日から令和2年7月31日までに執行された所掌事務事業について
 - (2) 令和2年4月1日から令和2年8月31日までに執行された所掌事務事業について
 - (3) 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された所掌事務事業について
 - (4) 令和2年4月1日から令和2年10月31日までに執行された所掌事務事業について令和元年度

- 5 監査項目
 - ・財務に関する事務の執行状況
 - ・契約に関する事務の執行状況
 - ・財産管理及び施設維持管理状況
 - ・その他必要と認める事項

- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 小川 義昭

7 監査の着眼点及び実施内容

財務に関する事務等が、関係法令に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

財務に関する事務等の執行状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、監査の際に見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を指示したので、記述を省略する。